

第1回米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会 会議録

1 日時

令和6年6月26日（水） 午前10時開始

2 会場

米沢市役所4階 第3委員会室

3 出席者（敬称略）

(1) 出席委員

遠藤昌敏委員、布施賢治委員、漆山淳哉委員、堀内正幸委員、佐藤康子委員、加納正仁委員、宮川英子委員、中村和則委員、安部裕之委員、安部吉弘委員、高橋征男委員、鈴木愛子委員

(2) 欠席委員

渡部一雄委員

(3) 事務局員

安部道夫上下水道部長、金子好洋業務課長、安部泰祐水道課長、大野信明下水道課長、高田直美業務課長補佐、小松真弓業務課総務主査、伊藤真奈美業務課財務主査、栗野真一朗業務課企画主査、川村忠水道課長補佐、松浦雄幸下水道課長補佐、羽賀肇法下水道課施設管理主査、嵐田英樹下水道課工事主査、吉田真一主任（業務課）、遠藤崇史主任（業務課）

4 審議会の概要

(1) 委嘱状交付式

会議に先立ち市長より委員に委嘱状が交付され、市長より挨拶があった。

市長挨拶要旨

上下水道は市民生活に不可欠なインフラであるが、本市の下水道事業は厳しい財政状況にあり、老朽化対策も急務である。この状況を改善するため、使用料引き上げも含めた下水道事業のあり方を検討していただきたい。

委員の皆様には、それぞれの立場からご意見をいただき、持続可能な下水道インフラを整備するための提言をお願いしたい。

(2) 審議会会長、副会長の選出

米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会条例（平成31年米沢市条例第8号）第4条の規定に基づき会長と副会長が選出された。

会長 遠藤昌敏委員

副会長 漆山淳哉委員

会長より挨拶があった。

会長挨拶要旨

今回の審議会では下水道使用料の改定が大きな議題となる。コロナ終息後も物価高騰が続いており、市民の負担増が懸念される状況である。前回に引き続き、使用料改定の必要性は高いものの、市民への影響を考慮し、非常に慎重な審議が求められている。委員各位の御協力をお願いしたい。

(3) 諮問

市長が諮問書を読み上げ、同書を遠藤会長に手渡した。

諮問要旨

人口減少による収入減が見込まれる中、下水道事業の持続的な運営のため、国、地方公共団体、利用者による費用負担のあり方について、物価高騰や収支計画を踏まえ、適正な使用料を設定するための意見を求めるもの

(4) 審議

ア 米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会の公開・非公開及び会議録について

業務課長が会議の公開・非公開及び会議録の取扱いについて説明したところ、委員から特に意見がなかったことから、次のとおりの取扱いとすることとした。

- ・ 会議については原則公開とする。
- ・ 議事録については委員又は会長として明記し、要点記録とする。
- ・ 委員の個人情報については、国の機関、地方公共団体、関係団体、市民及び報道機関より、情報提供依頼があった場合、名簿に掲載してある範囲に限り提供させていただく。

委員用の会議録については、発言者名を明記する。

公開用の会議録については、発言者名は「委員」等とする。

名簿に掲載していない情報（略歴等）は、必ず委員本人に確認し、了承があった場合に限り提供する。

イ 諮問趣旨説明

上下水道部長が諮問の趣旨を説明した。

趣旨説明要旨

本市の下水道事業は使用料収入だけでは汚水処理費用を賄えず、経営基盤が脆弱である。特に、最近の物価高騰は持続可能な事業運営に大きな打撃を与えている。下水道という重要なライフラインの機能維持のためには、経営基盤の強化が不可欠であることから、適正な下水道使用料のあり方について答申を賜りたい。

ウ 本審議会が成立していることを報告

エ 審議（②ア及びイについて）

《事務局から説明》	
事務局	(資料 1 から 1 3 までについて) 資料を用いて、本市は次の国が求める最低限行うべき経営努力の水準を達成できていないことを説明した。 ・ 原価割れ:下水道使用料で賄うべき汚水処理に要する費用単価(汚水処理原価)が、使用料単価を上回る原価割れの状態が続いている。 ・ 資本費算入率:下水道使用料で賄うべき資本費の割合が、国が定める目標値を下回っている。 これらの水準を達成するためには、下水道使用料改定の検討が必要なことを説明した。
《質疑応答》	
委 員	(資料 1 2, 1 3 について) ピンク色に染めたゾーンに入っていれば、(事業経営の)バランスがとれているということか。
事務局	国が求める最低限行うべき経営努力の水準を満たしているということで、バランスが取れているといえる。
委 員	(資料 1 2, 1 3 について) 天童市は資本費算入率が 1 0 0 % を超えているが、これは公費負担を含めて 1 0 0 % を超えている、という理解でよいのか。
事務局	公費負担が入らなくとも下水道使用料で賄うべき資本費分が確保できている状態といえる。(下水道使用料ですべてを賄っている状態といえる。)
委 員	(資料 1 2, 1 3 について) 国からの補助は入っていないということか。
事務局	令和 4 年度の決算では、国からの補助(交付税措置)は入っていないと推量する。
委 員	(資料 1 2, 1 3 について) 本市は国からの補助をもらわない状況をめざすのか。
事務局	(資料 9 を提示して)(資料の)赤枠部分にあるように、下水道事業は 1 0 0 % 使用料で賄うのが理想であるが、地方では処理区域内の人口密度が低いためこれが難しく、交付税措置があることを前提で下水道事業を進めている。

委 員	(資料 1 2, 1 3 について) 使用料単価を見ると本市は全国平均を超えている。ここから下水道使用料の改定は必要ないのでは、という意見が出るのが想定されるがどうか。
事務局	国は(処理区域内の人口密度に応じて)公費負担を想定しており、また、公費負担は(国の交付税措置)は全額ではなくその7割であるため、自治体(本市)の負担が必ずある。 自治体が多額の負担をすることで資本費算入率を国が定める目標値を達成することはできるが、この場合下水道を利用していない住民に対しても負担をお願いすることになる。
委 員	資本費算入率は本市の場合、どこまで下水道使用料を改定すると100%となるか。
事務局	(資料 1 9 を提示して) (現時点での推計では) 改定率41%で資本費算入率は100%(使用料単価199.5円)となる。 なお、(後段改めて説明するが、現時点での推計では) 使用料単価150円をクリアするには改定率は6%、資本費算入率60%を満たすには改定率は12.2%である。
委 員	(資料 1 0 について) 資本費算入率が今後減少していく見込みが示してあるが、その要因として大きいのは使用料収入の減、資本費の増、その両方が考えられるが、事務局の見解は。
事務局	現時点では資本費の増がその要因(減少していく見込みの大きな要因)であると分析している。
委 員	減価償却費(資本費)は減っていくものの、(老朽化した管渠の入替等が今後見込まれることから)新たな投資が発生し、減価償却費(資本費)が増えていくという見込みか。
事務局	お見込みのとおり。
委 員	(資料 1 3 について) 各市のプロット結果が異なるのは、例えば機械を導入したばかりで資本費(減価償却費)が増えたとか、市民の負担を軽減するために下水道使用料を低く設定しているなど、各市の置かれた状況や目指す方向性によって決まるという理解でよいか。

事務局	お見込みのとおり。各市で状況が違っていると捉えている。
委員	(資料3について) 本市の一般家庭の下水道使用量の平均は、この資料にある20立米か。
事務局	この数字は3～4人の御家庭を想定している。1人当たりだと(排除汚水量は)6立米を想定している。
委員	米沢市下水道条例の制定は何年か。
事務局	調べてから回答する(制定は昭和60年)。

オ 審議(②ウについて)

《事務局から説明》	
事務局	(資料14から18までについて) 資料を用いて、本市の下水道事業は公営企業法の適用を受けた令和元年以降、赤字が続いており、このままでは資金不足に陥る見込みであることを説明した。
《質疑応答》	
委員	(資料15について) 委託料の額が年度ごとに違う理由は何か。
下水道課長	(委託料が年々増える要因としては、)労務単価(人件費)が上昇していることが大きい。併せて(予定されている)修繕費、電気料金の高騰の影響も大きい。
委員	そうであれば委託料は令和6年から上昇基調になるかと思うが、年度ごとにばらつきがある理由は何か。
施設管理主査	各年度で委託する内容(点検頻度、点検箇所等)が違うためである。委託料は上昇基調であるが、単年度で見るとばらつきがある。
委員	(資料15について) 令和6年度の数字が他の年度と比較して伸びを大きく見ている理由は何か。
施設管理主査	令和7年度以降の予測は令和5年度の決算に基づいて作成し、令和6年度は同年度の予算に基づいて予測を作成している影響である。
委員	今後の設備投資の予定等については、どのようになっているか。
下水道課長	施設の機械、電気設備の更新が必要な状況にあり、浄水管

	理センターでは、ストックマネジメント計画に基づき更新を進めている。
委 員	予算を組んで、計画的に進めるということか。
下水道課長	お見込みのとおり。
委 員	(資料 17 について) 令和 8 年度から 10 年度にかけて資産設備等到大規模に(資金を)投入する(投資する)計画はあるか。
下水道課長	浄水管理センターの改築に加えて、令和 8 年度以降下水道管渠の入替が始まる。

カ 審議 (②エについて)

《事務局から説明》	
事務局	(資料 19 から 22 までについて) 資料を用いて、現時点での下水道使用料改定の試算を示し、国が求める最低限行うべき経営努力の水準を満たすためには下水道使用料を 12.2% 改定する必要があること、この場合一般家庭で月に 412 円、年間で約 5 千円の負担増となること、県内 12 市と比較した場合、水道料金込で本市は依然 1 位である(安い水準にある)ことを説明し、併せてこの度の審議会では改定率そのものではなく、国が示している水準達成について審議会に意見を求めること(答申を示していただくこと)を説明した。
《質疑応答》	
委 員	(資料 17、19 について) 資金残高の推移(令和 9 年度に資金不足となる)を踏まえて、下水道使用料の改定率の議論に進むという理解でよいのか。
事務局	改定率そのものの議論に進むのではなく、(下水道使用料を改定することで)国が示している 2 つの水準を達成し、資金不足を回避していくこと(経営を持続させていくこと)について、令和 15 年度までの長期の見通し及び本市がお示しする対策を踏まえての議論に進んでいただき、答申をいただきたいもの。
委 員	(資料 20 について) 工業団地以外の一般事業者はどの区分に含まれるか。

事務局	一般家庭に含まれる。
委 員	(資料 13 について) 資料を見る限り問題なさそうであるが、本市の下水道事業の財政状況は今後急激に悪化する可能性がある、という理解で良いか。
事務局	(資料 13 は) 令和 4 年度の決算であり、これは同年度単年度の下水道事業の財政状況を示している。今後支出が増加し、財政状況が悪化する蓋然性が高いことから、国が示す水準を達成することが求められている。
委 員	(資料 10 について) 財政状況が悪化することと資本費算入率が 40 % 台で推移することは関連がないのか。
事務局	関連はある。資本費 (の一部) は本来下水道使用料で賄う必要がある (その割合は処理区域内人口密度で差がある) が、これを満たしていない状況にあり、国が求める水準の割合 (資本費算入率) は、本市 (の規模で) は 60 % 台であるところ、対策を講じないと 40 % 台で推移する。

キ 審議 (②オについて)

《事務局から説明》	
事務局	(資料 23 について) 資料を用いて、次回の日程案をお示しし、回りの議論では、本市の下水道事業の現状と将来の財政状況を詳細に分析し、国の基準を満たすための下水道使用料改定案を提示すること、具体的には、令和元年から令和 15 年までの長期的な財政状況のシミュレーション結果をお示しし、現在の使用料改定案によって経営状況がどの程度改善されるかをお示しすること、また、持続可能な事業運営のための経営努力についても提示することを説明した。 最終的には、国の基準を満たすための下水道条例改正案を提案し、審議会の意見を伺いたいと考えていることを説明した。 次回開催 8 月 28 日 (水) 15 時開始、303 会議室
《質疑応答》	
	特になし

(5) その他
特になし

(6) 閉会

令和6年6月26日午前11時20分

この会議録（会議要旨）が、正確であることを証するために署名する。

令和6年**10**月**28**日

会 長

遠藤昌敏

委 員

鈴木愛子